

# 静岡県教育委員会

## 会議録

平成 26 年度 第 12 回定例  
9 月 24 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 9 月 24 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

- |   |           |  |   |   |
|---|-----------|--|---|---|
| 1 | 開催日時      | 平成 26 年 9 月 24 日 (水)   | 開会<br>閉会  | 9 時 30 分<br>11 時 20 分   |
| 2 | 会 場       | 教育委員会議室  |   |   |
| 3 | 出席者       | 委 員 長<br>委員長職務代理者<br>委 員<br>委 員<br>委 員<br>委 員 (教育長)  | 加 藤 文 夫<br>溝 口 紀 子<br>高 橋 尚 子<br>斉 藤 行 雄<br>興 直 孝<br>安 倍 徹              |   |
|   | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓<br>水 元 敏 夫<br>池 田 和 久<br>高 橋 雄 幸<br>山 本 知 成<br>中 川 好 広<br>平 松 明 子<br>河 野 康 裕<br>杉 山 和 幸<br>林 剛 史<br>渋谷 浩 史<br>渡 邊 浩 喜<br>北 川 清 美<br>増 田 曜 子<br>福 永 秀 樹<br>石 井 宣 明<br>渡 邊 聡<br>谷 野 純 夫<br>杉 本 寿 久<br>羽 田 明 夫<br>北 原 裕 子 | 啓 夫<br>久 幸<br>成 広<br>子 裕<br>幸 史<br>史 喜<br>美 子<br>樹 明<br>聡 夫<br>久 夫<br>子 | 教育次長<br>教育監<br>事務局参事兼教育総務課長<br>健康安全教育室長<br>教育政策課長<br>情報化推進室長<br>人権教育推進室長<br>財務課長<br>福利課長<br>義務教育課長<br>高校教育課長<br>特別支援教育課長<br>社会教育課長<br>文化財保護課長<br>スポーツ振興課長<br>静岡教育事務所長<br>静岡教育事務所長<br>中央図書館長<br>総合教育センター所長<br>義務教育課人事監<br>総合教育センター主査 |

#### 4 その他

( 1 ) 第29号・第30号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 2 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案及び報告事項の取扱いについて諮る。第30号議案は個別の人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第30号議案を非公開とする。今回は公開案件から審議を始める。

**第29号議案 県立土肥高等学校及び県立佐久間高等学校の将来計画**

委 員 長： 議案書 1 頁「第29号議案 県立土肥高等学校及び県立佐久間高等学校の将来計画」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： < 議案についての追加説明 >

委 員 長： 本件については、事務的な連絡はすでに受けている。  
質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

委 員 長： 第 29 号議案を原案どおり可決する。

**報告事項 1 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について**

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について」、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： < 報告事項についての説明 >

委 員 長： 本件についてはかなり話題性が大きく、県民からもいろいろな反応が出ており、そのことが今日の資料にも入っている。しかし、教育委員会は行政機関として独立しているが、政策あるいは教育の方向を決めるのは教育委員会ではない。そのため、いつも教育委員会の場で議論される決議事項は人事案件等が主体であって、国が行う方針や政策について、我々は求められれば意見を言うことはあるが、それを決めるというのは我々の仕事ではない。教育委員の選ばれ方も、従来から、一定の政党に所属していない者、一定の主義や主張をしている団体に

所属していない者、ということが基準となっている。教育委員で意見が合致する限りにおいては、そして我々の権限の範囲内であれば、我々の中で議決し提言することはできるが、それ以上のことはできない、というように私は理解している。それ以上のことをするのは、行政機関の仕事ではないと思う。従って、今回のことについては、文部科学省から知事の発言、発表の仕方について指示・問い合わせがあるので、そのことについてありのままに実態を報告することが必要であって、それについてどうであるという判断をすることは我々の仕事ではないと思う。

また、私の発言の中で「政治家としての知事」といっているが、知事は選挙を通して県民から選ばれた県民の代表であるという意味である。その代表が発言したこと、行動したことについて、県教育委員会が最大限の敬意を払って、検討していくということは当然のことだと思う。そのことについて、文部科学省から我々に注文を付けられても、行政機関としては何もできない。また、知事が変われば、新知事に対して我々は最大限の協力をする。政治的な中立性とは、そのようなことで保証されているのだと思う。

前置きが長くなったが、各委員から御意見をいただきたい。

興 委 員： 今の委員長発言だと、地方の教育委員会の存在感が薄く、上意下達で文部科学省が政策を押し付けるという印象を与えるが、決して実態はそうではない。大きな方向性は当然国として決めるとしても、地教行法で教育委員会が責任を持って行っていくことが求められている。委員長の発言では、当然そのことも視野に入れて発言されたのだと思うが、それでよろしいか。

委 員 長： そうである。

溝 口 委 員： 地教行法第1条の2（基本理念）では、「地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」となっている。一方で、知事は民主主義の選挙で県民に選ばれている。その知事に対して、だから知事にお任せするというのではなく、私たちが選んだ知事だからこそ、教育委員会は教育委員会としての情報や知識を持っているので、それを知事に渡して、それをどのように活用すればより良いプレゼンスができるのかを考え、知事を支えていくのが私たちの役割だと思う。そのような意味で、今回のことは知事の独走という形に見えてしまったが、私たちは知事と事前に協議ができなかった。知事の声も聞こうとしなかったし、知事に聞いてもらう努力もしなかった。その辺りの温度差が今回の問題であったと思う。知事の暴走に見えてしまった時点で、私たち教育委員会の努力が足りなかったのであり、それこそが委員長の言われた問題点だと

思う。

興 委 員： 差し支えなければ、皆さんから基本的な考え方について御意見をいただければ、今日出された資料の方向性が出てくるのではないかと。私は基本的には、行政機関である限り、教育委員会は執行責任を問われていると思う。しかし、実態は手足がないという状況であり、事務局長である教育長以下の事務局に権限を可能な限り委譲し、かつ専決事項まで与えて、執行を頼んでいる。しかし、執行した責任は全て教育委員会が負うという認識で行わなければいけない。そういう意味で、やや通常と違う行政機関である。しかし、行政機関である以上、県民に対して責任を負うということが重要である。

委 員 長： 皆さんの御意見はどうか。

高 藤 委 員： ここでまとめられた結果の取扱について、私も正しく理解した。

問題のポイントがどこにあったかということ、公表方法が実施要領に示されていたが、これについて事前に知事と協議する場が不足していたということ強く感じる。これは前回高橋委員からも発言があったが、昨年の校長名公表から一年間の時間があつたわけなので、どのような公表をすべきなのかについては、もっとしっかり知事と意見交換をする場があつたと思う。この反省を今後活かしていかなければならない。

また、文部科学省が示したルールを守らなければいけないかどうかについては、地教行法の解釈は今御指摘があつたとおりだと思うが、文部科学省が一度決めたルールは、守っていくという考え方をしていかなければならないと思う。それを前提に考えると、今回、私も教育委員会が事前にしっかり協議するという点について力不足であつたということ認めざるを得ないと思う。

それから、今後は、課題に対する改善策にどのように取り組むのかという前向きな論議を早急に発展させていかなければならない。前回も発言したとおり、私はこの学力調査の数字を上げることはできたわけであるが、この数字そのものにたいした意味はないと個人的には考えている。単にテストに取り組む姿勢の見直しやテスト慣れで、数字を上げることは可能であり、もっと大きな問題は本当の国語力をつける授業ができるかどうかということだからである。このように我々の課題を2年目、3年目、4年目と考えていくと、そういう課題に挑戦していかなければいけない。我々は教育の課題を進化させていかなければならない。そのような論議を含めて、やはり首長である知事と教育委員会がしっかりと協議をしていくことが必要だと思う。

高 橋 委 員： 公表のあり方について、昨年のことを受けて今年の結果が出るまでにしっかり一年かけて、教育委員会としても議論がなされていなかったことが一番大きな反省点だと思う。実施要領については、それぞれが読み解いて、きちんと理解した上で、知事と協議をこれから行なって

いかなければならない。前回も言ったが、自立した「有徳の人」づくりが目標なので、その目標に向けてこの全国学力・学習状況調査の結果をどう扱っていくのか、子どもにどのように反映させていくのかを知事ときちんと協議をしていけば、自ずとその中に公表のあり方や市町教育委員会のあり方も含まれてくると思う。その意味で、やはり協議の時間が足りなかったということが反省点である。お互いが目指すところは同じでどの道を通るのが違うだけなので、話し合っていくということが大事だと思う。

委員 長： 過去を振り返ると、「ああすれば」「こうすれば」ということが出てくるが、当事者それぞれの立場も変わってきている。昨年、知事と教育委員会との間でもめるまで、学力調査は単に結果の報告を受けて了承するだけで済んでいた。そもそも学力調査と学習状況調査がどのようなもので、県としてどのような形で受け入れていくのか、この教育委員会の場で議論した記憶がない。昨年、あのような形で知事が突出した発言をされたことによって、この問題をどのように解決したらいいのかということで、事務局から提起されたということが初めてであったと思う。それから一年の間で進展はあった。しかし、その中で何が良くて何が悪かったのかは、私は一概には言えないと思う。文部科学省が10年前にこの学力調査を再開したのは、ゆとり教育の反省などがあり、義務教育を受けている子どもたちの成績実態がよくわからなくなったからである。そのため、非常に低姿勢な形で地方の教育委員会に対して協力を呼びかけて、調査がスタートした。ところが、ここ3、4年、ゆとり教育の反省から新しい教科書が採択され、新しい学習指導要領に変わっていく中で、国から地方の教育はこうあるべきであるという中央集権的な指導が始まった。そして、順位すらそれほど注目されていなかったものが、ここ2、3年は全国で順位が非常に大きく取り上げられるようになり、それに対して議論が広がっている。このような大きな流れの中で、静岡県がどうすべきかが、この一年間の議論ではなかったかと思う。そのため、「ああすれば良かった」というのは、今の状況から過去を遡って言うだけのことに過ぎず、過去のそのときどきには、最善とは言えないまでもベターな判断をしてここに至っている。ただ、ベターな判断という曖昧な対応の仕方が、より大きな問題点として出てきたということだと思う。従って、過去は整理しないといけないが、こうすればよかったという議論はするべきではない。これからこの問題について、県としてどうしていくのか、また必要であれば文部科学省にどのように要望していくのか、その2点に議論を移していったほうが建設的であろうと思う。

委員 員： この定例会の前に、実施要領についての知事の認識について加藤委員長と話をする機会があった。今回、顕在化した問題点がどこにあるかを詰めようとしているが、その趣旨は現行制度のもとで行われる全国

学力・学習状況調査の取扱いという観点で、実施要領に違反するかななどの議論はあり、今の制度に基づいて調査をする以上は、ルールを守ることが必要である。しかし、昨年の学校名公表から校長名公表に変更した知事の思いは、今回においては文部科学省が47都道府県の序列化を行っているとは指摘しているように、調査のあり方自体を問題にされてきている。私は、問題はむしろそこにあると思う。その観点から、将来に向かってこの全国学力・学習状況調査を、私たちが自分達のものとして作っていくという視野を持たないと、従来と同じ形になってしまう。歴史的にも国がやってきたことは、徐々に地方教育の重要性が地方の教育委員会に委ねられている実態を考えてみれば、全国学力・学習状況調査を国からのいただき物とするのではなく、私たちがどう作っていくのか、ということを考える必要があると、知事は投げかけていると思う。公表に対しては、関連団体から要望や抗議書が届いており、私も全て読んだが、大事なのはより良い教育、静岡の特色ある教育をどう作っていくのかであり、そのために基盤整備に取り組むことが問われている。その観点からこの問題を考えていかねばならないと思う。私は今の全国学力・学習状況調査を超えて、よりよい全国学力・学習状況調査を作っていくという観点から、建設的な議論に昇華させていくことが必要だと思う。そのため、実施要領の遵守という次元の話は今回限りで、これからはもっと違う観点から取り組んでいくことを、国へ働きかけていくべきであろうと考えている。これまでのように文部科学省が地方の教育委員会に働きかけて一緒にやるというのではなく、私たちが文部科学省を使って、こういうことをやろうという流れを作っていくことが究極のゴールだろうと思う。

溝口委員： 私もこの報告書や、いただいた要望書も読ませていただいた。また、学校の母親友達や教員、自分の同級生などと情報共有する中で、去年以降、明らかに子どもたちの家庭学習の時間が伸びたと感じている。

私が昨年と違うポジションになったのは、自分の息子が小学1年生になったことである。去年は、結果は公表するべきで、公表は劇薬であるが自浄能力が上がるものだと思っていた。しかし、自分の息子がいざ学校に入って、親としての立場で見ると、それまでと見方が全く変わってきた。社会学者として言わせてもらおうと、家庭の経済力と学力は関連しており、一律で市町名を公表するというのは、稚拙で早計であると思った。市町で公表のあり方は違うべきであり、身体と同じで抗生物質が効く人もいれば効かない人もいる。そして強烈過ぎて悪化してしまうこともある。そういうことも考えて、公表はもっと慎重に議論すべきであり、私たちは学力向上の数値に追われて、公表ということについて議論できなかったことが今回の反省点である。

ただ、むしろ公表については、知事が一番考えていたと思う。その意味では、知事の手法というのは、非常に荒々しかった。もし私たち

との議論があつての上での行動であれば、もっと違う形での公表が得られたのではないか。この一つの問題は、教育委員会としては実施要領を守った上で子どもたちの学力を向上させるという目標だったのに対し、知事は全国学力・学習状況調査のあり方を国に問うという考えを抱えていた。それを同じように混在化してしまったために、思いのコンセンサスが得られなかった。その議論を別にして、整理してこの問題点に対応する必要がある。私は今回の公表についても、教育委員会は反省の余地が非常にあると思う。知事の意見を聞く姿勢、こちらからも意見を言う対応の場がなかったのが、一つの問題である。

そして、公表のエビデンスが本当にあったのか。私たちはステレオタイプの「知事が公表したので結果が上がった」という認識を持っているが、本当にエビデンスはあったのか。公表のエビデンスについては、文部科学省も同じことが言えるかもしれないが、公表そのものにどんな意味があつて、功罪があるのか。きちんとエビデンスをもって検証すべきだと思う。それは今後の静岡県のあり方にも必要な見方だと思う。知事との対話が何より大切で、知事は民主主義で選ばれた人だからこそ知事にもダメなことは「ノー」というべきである。主張は間違っていないが、実施要領に反したのは、手段が間違っていたと思う。柔道の試合でも、国際大会でルールは頻繁に変更されるが、その2年前から公表されており、そのルールで試合を行っていく。それで試合後に審判に不満をぶつけるのは間違いである。やる以上はルールを守ることが大原則である。知事はそれを守らなくても国に問いかけたいという思いがあるが、それは混在すべきではないと思う。国へ一石を投げたいのであれば、どうすればよいのか。国に向けて県教育委員会として、ここが問題点なので、文部科学省にこの部分の実施要領を変えてほしいと訴えるべき、と興委員の発言にあつたが、そのような姿勢が大事だと今回痛感している。

高橋委員： 一つ思うのは、静岡県の教育委員会として、学習状況も踏まえて、小学生の国語にこだわりすぎないようにすべきであつたということである。

知事もかつて、公表問題に関連して「健康診断を受けたら結果を知らねばならない」と発言したが、健康診断に例えれば、県内で血圧の高い人が多い地域があれば、その地域的特性を考えて対策をする。学力に関しても同じである。問題が小学生の学力であれば、義務教育を司っている市町教育委員会がどんな薬を処方すべきかを考えていくべきである。

自分の子どもが、小中学生だったときには、この結果を受けて個人的に「ここの力が弱いので、このようにしたらいいと思う」として個人に適した薬を処方してもらった。それを教育委員会として、結果を全て踏まえた上で、このように県民の皆様には公表していきまうという



強い姿勢をしっかりと持って、それを知事に示していくことがもっと強くできればよかった。そういうことがこれからなされたらいいと感じている。

興 委 員： 県教育委員会はもともと11月末までに、そのようなことをやろうとしている。当然結果もオープンということなので、それはされると思う。ただし、市町教育委員会に対して教育長名の文書で公表を一方向的に促がして、県は全体のまとめを11月までしないということであれば、市町教育委員会は路頭に迷ってしまうと思う。そうであれば、それに対する適切なアクションが必要だと9月1日の臨時協議会で、再三発言した。それを教育委員会が9月冒頭にでもアナウンスすれば、市町教育委員会も自分達がやれることが見えてきたのではないか。11月に予定されているが、それまで何もしなくていいというのが問題のポイントだと思う。今の高橋委員のメッセージは大変重要だと思う。

斉 藤 委 員： 質問であるが、11月に県教育委員会として、今後の課題と施策について発表していくとのことだが、その中には学力だけではなく学習状況について、また学力と学習状況の相関関係についても含めて、作るということか。

義務教育課長： そうである。ただ、相関には様々な分析が必要であり、それに時間がかかってしまう。

委 員 長： 個人の学力については、従来の学力調査においても結果は個人に伝えている。国にしても知事にしても、考えていることは、一つの地方自治体の大きな運動として、大きな動きとして、学力を上げていこう、学力に限らず子どもたちの才能を上げていこうということである。ただ、運動を起すことが、国全体で考えたときに重要なのだと思う。では、全体を動かすときに重要なことは何か考えたときに、確かに減塩をすれば血圧は上がらないし寿命が延びるということは分かっているが、それを端的に知らせる方法として、秋田県や東北地方、長野県のように、塩辛い漬物類が大好きな県の平均寿命が短いという統計的な数字をボンとぶつけることによって、みんなが驚き、それはなぜか考えて食生活の問題に気がついて改善していくというケースがある。そのため、一概に数字は劇薬というより、国民・県民の最大の関心事であることから、社会運動を引き起こし、全体を動かすために必要なのだと思う。これについて、文部科学大臣も知事も同じだと思う。ただ、文部科学大臣は自分では発表したのに、知事には発表するなど言ったことが、どちらかという問題であって、そのように数字を発表することによって、国民全体や県民全体のやる気がアップし、原因追求に対するエネルギーが生まれてくるのであればそれで良いのではないか。知事はそれを知っていると思う。だからこそやったのではないか。

溝 口 委 員： 私は今、自分の子どもが勉強しなくて困っているところであるが、学力や学歴ありきで、一方で体力はどうなっているのかも気になる。

健康あつての健康寿命である。学力と健康寿命は相関関係があるのだろうか。本当に活力のある人は、体力もあり、学力もあり、知恵もあり、道徳もある。私たち教育委員会も、学力だけではないはずである。私たちはそのことを県民や知事にプレゼンスしていかねばならない。市町もそれぞれであるが、国にはそれは見えてこない。だからこそ、見方ということも提供していくべきである。私自身もそうであったが、親になってみると、学習状況や求められているものが昔と比べて変化していることが分かる。しかし、一番大事なものは、健全に子どもが育つことである。学力があつて学歴を付けていい就職をして経済力を得られるかと考えると、必ずしもそうではない。そこをバランスよく、私たち教育委員会は提言していくべきだと思う。知事にはそういう有能な人材にどのような処遇が与えられて、静岡県の経済が良くなるのか、人材を有効に使って生産できる県を作ってほしい。

委員 長： その辺は知事も同じ考えだと思う。知事は事あるごとに、学力は一つの要素に過ぎない。スポーツで活躍した選手を県として表彰して評価していく。芸術活動で優れた活動があれば、それを褒めていく。そのように県としてバックアップしていくことについては、他の県よりも静岡県は進んでいると思う。例えば、SPACのような県立の劇団を持っている県はないのではないかと。それくらい熱心なので、その中で学力だけ特別視して優れた人を褒めたりするのはよくないと知事は発言している。その思いは私とも一致しているので、あと細かな方法論と性格的な違いで感情的にぶつかるところがあるのかもかもしれないが、大きな筋について、富士山に登る方向性については、大きな違いは無いように感じる

興 委 員： 私も同感である。私自身も飛び級制度など静岡県の特徴ある教育作りに参画してきたが、知事ほどそれぞれの人の持っている良さや能力を最大限に活かして伸ばしていこうとすることに貪欲な人はいないと思う。しかも、6・3・3・4制など現行の枠組みの改革も同時に訴え、かつ現実的なアプローチまでやろうではないかと発言されている。静岡県の中でも、農業高校や工業高校で優れた学校を表彰もしている。そのような取組をされているので、決して学力だけに着目しているのではなく、そうした現行制度に縛られている部分が国にあることが問題ではないかと訴えているのだと思う。そうした思いが、今回は、47都道府県の序列化を進めていることに対する、知事としての思いの訴えではないかと考えている。そのような大きな流れの中で、私たちは自信を持って、静岡県としての有為な人材、「有徳の人」づくりという特色ある教育を進めていくことが大事なことではないかと思う。

溝 口 委 員： 私も共感する。だからこそ、知事に「これはいいです」「それはだめです」ということを伝えるべきであった。公表が腫れ物なのではなく、知事が腫れ物になってしまっていたことが問題であった。もっと話を

すべきであったが、今回も9月3日に手交して3週間が経過してしま  
った。それこそ、手交の次の日に協議の場を持てるような関係を作  
っていかねばならない。このような緊急的な状況で、まだ知事と協議が  
できていないことが本当に反省すべきことで、こちらから投げかけて  
いくべきであった。この連携がそもそもの課題であったと思う。

委員 長： 非常勤の我々は限られた時間を作って行動しているので、我々の思い  
を常勤の事務方が受けた上で、すぐに動けないところを動いていただ  
きたい。その意味で教育委員会のあり方を検討したときに、今の制度  
のままであれば、教育委員の思いと事務局の皆さんの考え方をよくす  
り合わせて、我々がいないときも事務方が補うような協同関係を作っ  
ていくことが大事なのではないか。我々が常勤になって常に動くとい  
うことは不可能であるし、教育委員が常勤になると考え方が一般県民  
から離れてしまうという弊害もあるので、その兼ね合いを組織として  
考えてほしい。相手の立場を尊重しながら、それぞれがそれぞれのこ  
とを考えながら、より良く動くような仕組みを作っていかねばなら  
ない。

教育 長： 私が唯一常勤の教育委員であり、常勤として常に事務局にいるわけ  
である。常日頃から知事とのパイプ役になって、適切に非常勤である皆  
様にお伝えし、お諮りしていくという役割を持っている。その点で言  
うと、私に課せられたその役割を十分には果たしてこなかったという  
ことを反省にしなければならぬと思っている。

もう一つ、今回も多くの御意見をいただいたので、今日提出した案に  
ついては再度、文面の整理をしていきたい。ただ、私が感じたのは、  
特に最後のところに「実施要領の見直しに当たっては、都道府県の意  
見を聴取されるように要請する」という部分を新たに追加したが、今  
日の御意見を聞いていると、全国学力・学習状況調査のあり方につ  
いてもある程度の問いかけをする必要もあるのではないかと、という御指  
摘もあったように思う。その意味では、現行のやり方の上で実施要領  
を見直すというだけでなく、毎年悉皆で小学6年生と中学3年生に実  
施している現在の形式でいいのかから考える必要があるかもしれない。  
「3年に一度でいいのではないか」「中止してもいいのではないか」と  
いう御意見もある。実施要領のあり方とともに、全国学力・学習状況  
調査のあり方そのものについても、都道府県の意見を聴取してくれる  
よう要請するという形で、幅広く捉えたほうがいいのではないかと  
いう印象も持ったので、その辺も含めて、最終的には次回定例会で確  
定させていただくよう考えている。

委員 長： 今回、せっかく興委員から御意見が出ているので、変更していただき  
たい点や追加していただきたい点について、説明してほしい。

興 委員： 私が事務局の報告書の案を見たのは夕刻であり、それから意見をまと  
めるのは大変であった。9月11日の定例会から今日までの間に、十分

時間はあったので、もっと素早く対応してもらえればここで一本化できたのではないかと残念に考える。いろいろな事情があったにしても、組織としてタイムリーに情報を提供して、意見を共有することが大事であったと思う。できるだけ事務局案に入れてもらえるように努めたが、十分入りきっていないので、意見を提出させて頂いた。なぜ、この意見を出したのかという必然性に限って、説明させていただく。事務方も非常に苦労されて、良いものになっているが、他方、報告書としてまとめようとしたときに無駄なことまであえて書く必要はないと思っている。まず、報告書の1つめと2つめを一緒にすべきだと思う。1つめに触れられている内容について教育委員会が判断するには、データが提供されていない。市町教育委員会と連携をされたことについて、私たちには伝わってはいるが、「それでは具体的な資料を」と言っても担当からは出てこない。そうした事情を踏まえて、まとめて一本化してもいいのではないかと。また、「求める方針を決定した」とあるが、教育委員会の議決の中で、「決定」という議決は見出せない。そのため、その対処の仕方については教育委員会としては「了承」という手続きが正しいと思う。

また、3項目目の7月18日付で出された通知についてであるが、出されたのは県の教育長から市町の教育長宛であって、教育委員会については触れられていない。誰が何を出したかについては、明確にする必要がある。そして、相手に求めたことと、その重要性を教育委員会が認識したことは違うので、それについて事務的に明確にしなければミスリードしかねないと感じ、訂正した。

そして、5項目目であるが、8月25日まで実施要領の抜粋を作成しなかったのか。なぜそのときまで、教育委員会サイドから知事に上がっていなかったのか。国からは、私学を預かる知事に対して文書は出されている。そこで知事が承知されているとしても、教育委員会が実施要領も含めて、公表の在り方などいろいろなことを知事の理解を得るべきであったことは、皆さんの意見にもあるので敢えては言及しないが、淡々と書いていく必要がある。

さらに、9月1日の議論で大事なものは、知事に調査結果を提供することについて、各界から「教育委員会は無責任だ」という指摘もあるが、静岡県教育の質の向上を図る責任を有する私たちとして、教委行政を遂行する上で、予算や定員の問題などは、知事の理解と協力なくしては進められないということである。そうであるならば、今回の調査結果の全てを知事に説明し、公表の在り方などの条件はどうであるかについてもしっかりご説明して、良い具体の方法を模索していくことが必要であり、重要である。「知事と十分な協議が行われていない」という御指摘が先ほどから出ているが、知事と教育委員会が学力調査の検証・公表のあり方について、事前に共有できなかったことを明らかに

していくことが大事であると思う。

それで9月3日だが、この日は教育長とともに加藤委員長も行かれたが、なぜ委員長があのような発言をされたかについては、9月1日の県教委の臨時協議会においては、「校長名公表について、この一年間、どんな議論をしたのか」という議論をして、「基本的にはいろいろなことはあったにせよ、効果はあった」という認識になったので、そのような思いをもって加藤委員長が「お任せします」と発言されたのだと思う。ただ、忘れてはならないもう一つの重要なのは、その際、知事が「47都道府県の序列を発表されたが」としてご自身の公表の基本を明確にされている、ことである。その点について、教育委員会からの出席者はなんら確認のアクションを取らなかったことについては、問題点として顕在化させる必要があると思う。この点については、知事も9月4日のぶら下がりの中で、「自分のそのようなポジションは教育委員会も、公表すべきということで承知していた」と発言している。私たちは「それは承知してない」と言うのではなく、3日の会議の重要性という観点から、知事の意図を確認する機会を逸してしまったことを真摯に受け止めなければならないと総括した、ものである。

繰り返しのこととなろうが、校長名公表の問題と市町別平均正答率公表の問題を一緒に問題にされているが、校長名公表については、9月1日の会議から見れば、一義的に教育委員会に説明責任があると感じている。市町別平均正答率公表は、今のところ知事の独走と見られているが、教育委員会として適切な対応がなぜできなかったのか、なぜしなかったのかということの説明は、私たちとしてやっていかねばならないと思っている。そうすることがあったなら、実施要領に基づく必要な行動がとられたものと考えている。

最後に、大事なことは今回のことを今後どう活かしていくかということである。11月を目途に調査結果分析に取り組むのは結構であるが、10月中旬に予定されている知事と教育委員会の協議の場に、どのような問題点を示して、どう議論していくかが重要である。事務局でまとめられた案を見ても、何をやるのかが見えてこない。美辞麗句を並べるのではなく、具体的に何をすべきかを書いたほうがいい。例えば、11月を目途に進めている全国学力・学習状況調査の分析作業について、とりあえずのレポートの概要をまとめるなど、調査結果の活用のあり方や総合教育会議の運営のあり方などを協議し、地教行法の制度趣旨に則り、県教育諸施策が知事との連携のもと進められ、静岡県教育の充実に努めるという場を作るようにすべきだと思う。

今回の事案についてはいろいろな意見があったが、このような学力・学習状況調査は重要なことであって、それをより良いものにするように、教育委員会のスタンスを明確にして、市町教育委員会に働きかけていくことが必要だろうと思う。国から実施要領をいただいて実施

する観点からではなく、私たち教育委員会としてこのような制度がどうあったら良いのか、という発想でまとめていくことが必要だろうと考え、敢えて書いたものである。

溝口委員： 私も別途、意見を担当者に送ったので参考にしてほしい。あと一つ確認だが、文部科学省は知事にも報告書の提出を求めているのか。

義務教育課長： 知事には求めている。

溝口委員： 「知事は理解していただろう」という私たちの予想があるが、知事に実施要領を提出したからといって、本当に知事が理解していたかは分からない。知事は受け取ったのではなく、そこにあってだけと感じているかもしれない。知事の考えと私たち教育委員会の考えは違うので、知事の思いが「こうだったのではないか」ということは憶測に過ぎない。知事の本当の思いは分からないので、文部科学省へは知事からも報告を出してもらうように要望してほしい。両者の報告がないと問題を概観できないと思うので、一方通行にならないように、教育委員会と知事と文部科学省の3点の言い分を考慮してほしい。

興委員： 私の見解は今の御意見とは異なる。地教行法の建前から言って、文部科学大臣は、公立学校については教育委員会に、私学については知事へと峻別していると思う。今、私たちは公立学校における全国学力・学習状況調査のあり方の問題について議論しているが、そのことは知事に及ぶわけではない。

溝口委員： それでは「公立学校について知事は公表してはいけない」ということになるのではないかと。

興委員： 知事がどのように受け止めないといけなかったのかは繰り返し発言しているが、調査結果の公表の主体は教育委員会となっている。そこを明確にして、9月3日の手交の際に教育委員会が何を公表するのか伝えないと、「教育委員会は何も公表しないのか」と判断されて、知事としては去年と同じように公表に踏み切ることになる。ただ、それまでに準備ができないという意見もあったし、11月末の分析報告や村山委員会報告の予定などいろいろと紹介はされたようである、が。確かに大変だろうと思うが、私たちが知事と相對するときには、今後の公表という問題について、より良いものとするためにどうすべきかを知事ご説明して、一緒に考えて、そこまで含めた設計図を作っていくということであれば解決したと思う。

溝口委員： それはもちろんである。ただ、もう一つ問題が混在しているのは、知事も国に対しての思いがあることである。そのチャンネルは、知事と文部科学省をつなぐ一つのやり取りのツールになると思う。それはそれとして、もう一つのチャンネルを作ってあげることが私の提案である。

興委員： それは教育委員会が仲介の労をとって、今回のこの問題に対して、知事と要望を伝えていくことだと思う。別の場であったが、加藤委員長

は「知事は徹底的に実施要領を熟読されている。したがって、知事ほど実施要領を読んでいる人はいないぐらい、中身については精通されている」と発言されたが、そのとおりだと思う。そうした知事の発言ぶりから、私たちは、これをどのように活用したら良いかを本当に模索すべきである。皆さんが「知事に対する実施要領の説明が不十分であった」と発言されているが、その後の記者会見等で読み取れる知事の思いはもっと大きく、理念に対してチャレンジされている可能性がある。したがって私たちは、実施要領の遵守ということではなく、全国学力・学習状況調査のあり方という主軸でこの問題を捉えないと、従来の知事と県教委の対立という流れに沿う形になってしまい、流れをミスリードしてしまうのではないかと。加藤委員長が言うように、将来を見据えてどうするかが大きな問題だと思う。

委員 長： 私も、この問題について、なぜ文部科学省が教育長のところにいきなり質問に来て、翌日は担当者への聞き取りをしているのかと考えたときに、一つの組織論を楯にしているのだろうと思った。文部科学省としては、知事はこの問題については門外漢であり、門外漢が余計なことを言ったという形で処理しようとしているのではないかと。そのため、組織として意見を言うのは県の教育委員会であって、県教育委員会が言ったことをベースにして彼らはこの問題を収めたいのだと思う。文部科学省は知事と同じ土俵で相撲をとりたくはない、それを暗に言っているのだと思う。同じ土俵にのって相撲をとれ、といくら我々が言っても、知事も文部科学省も土俵にのろうとしないと思う。そのところを踏まえた上での報告書であるという認識で作成して、問題を前向きに解決するためには、知事と文部科学省の問題にしてはいけない。知事がやりたいことについて、我々としてもやっていくべきだと考えるのであれば、我々として文部科学省に対してこのようなことをやりたいので、そのための必要な手続きは踏んだのだ、というところに持っていくしかないのではないかと。それが11日の定例会で、今後の方向性への私見として発言したことである。土俵にのろうとしない人達に、公開で議論させてその審判を県民や国民に仰ぐ、と言ったところで始まらないことである。

溝口委員： 今回、土俵の外から知事が塩をかけて、先に相撲をとってしまったのが問題なので、これはメッセージとして、文部科学省が「どうせできないからやらない」と考えるのではなく、投げかけてみてそれで動くのであればいいし、それは提案すべきだと思う。

興委員： 気持ちは分かるが、文部科学大臣はもう一步踏み込んで、知事がこのように公表したことに対し、実施要領に基づいて県の教育委員会が市町教育委員会の同意を得て公表をするのであれば、さらにその際、学習状況調査の解析もあわせて出すのであれば、なんら問題はないと発言している。

- 溝 口 委 員： 知事はそれをしなかった。市町の同意は得ていない。
- 興 委 員： しなかったことを責めるのではない。
- 溝 口 委 員： それは私たちの合意ではない。
- 興 委 員： 知事は独走はしたが、9月3日に知事の発言の真意を問いただし、もし実施要領に抵触するのであれば「今回は預からせていただく」として持ち帰り、「教育委員会として早急にそれについて審議をして、翌日に持ってくる」と言っていて、キャッチボールをするチャンスはあったのだと思う。知事は9月4日のぶらさがり取材で「自分のスタンスは説明しており、教育委員会は知っていたはず」と発言されている。したがって、知事だけを一方的に責めるべきではない。
- 溝 口 委 員： 私は知事を責めているのではなく、文部科学省にそれを問いたいのである。知事の言い分もあるはずである。それを文部科学省も聞く耳を持ってほしい。この主張は間違っているだろうか。
- 興 委 員： 聞く耳を持つのではなく、地教行法の法律の体系から言えば、知事は関係なく、あくまで教育委員会が実施主体である。教育委員会が行政責任を持っているので、文部科学大臣は教育委員会にボールを投げているのである。
- 溝 口 委 員： それはそうだが、今回はそれ以外のことが外野から出てしまった。それはどのように処理すればいいのか。
- 興 委 員： 外野だというのではなく、教育委員会と知事が一緒になって手順を踏んでやるのであれば問題はないと文部科学大臣も発言されている。
- 溝 口 委 員： 今回はそれをできなかったのも、事情に関係する3者から聞くことが必要である。教育委員会に行政責任があるが、知事にも行政責任がある。だからこそ両者から問うべきである。
- 興 委 員： 3者ではなく、教育委員会に行政責任があるので、その責任がある人がどう総括しているかを聞きたい、と文部科学省は考えているのである。それだけである。
- 溝 口 委 員： 実施要領を熟読していた、というのは本当なのか。自分達の中でその思いはあるが、まだ協議もしていないし、それは分からない。一日も早く協議の場を設定していただきたい。
- 興 委 員： 知事のぶらさがりの会見の内容を事務方が教育委員に報告している。そのやり取りをずっと追いかけてみると、そこまで徹底的に熟読されているのか、ということがよく分かる。私はこれを憶測で発言しているのではなく、信念を持って実施要領を熟読している。それははっきりしていると思う。
- 溝 口 委 員： その議論はそれとして、文部科学省は知事にも「どうしてあのようなことをしたのか」と、教育委員会を介してではなく、直接のチャンネルでしっかり聞いてしてほしい。
- 興 委 員： 9月16日の文部科学大臣の会見では、基本的には文部科学省から教育委員会にいろいろな意味での報告を求めている。それを一步踏み込ん



で、やや確定的なスタンスで文部科学大臣が発言されて、新聞にも報道された。この発言によって、知事がまたアクションを明確にせざるを得ない状況に追い込まれることを憂慮している。それで私も、文部科学省の担当に大臣発言について問いただした。いずれにしても、違うところで問題が拡大することは避けたいと思う。そしてそれについて責任を持っているのは教育委員会である。

最後に、この報告書は文部科学省に対する報告ではあるが、これだけ大きな問題で新聞報道等報道機関側からいろいろな情報がやり取りされているので、この報告は県民の理解を求めるためにも、誰でもわかるような公表の仕方を委員長によって判断してもらいたい。

委員長： 今回の場合は公開審議であるので、新聞報道等でも伝えられると思う。ただ、新聞報道はともすると全部載せるわけにはいかないの、それぞれの記者の思いによって部分的に報告されることが多い。その中で筋道を通して、どのような発言がされて、どのような議論がなされたのかを知ってもらうために、報告書載せておくことは大事だと思う。ただ、まだ最終案は出されてはいないので、最終案が出された時点で、最終案を今日の議事録とあわせた形で載せていただきたい。

ところで、最近のスコットランドの独立騒動を見ながら、成熟した民主主義というのはこういうことなのだなと思った。投票するまでは賛成、反対の議論を喧々諤々としてやって、投票の結果、1票でも差がつけばそれに応じるという形で選挙に臨んだ。結果的には45対55という非常に僅差の開票となったが、ウクライナのようにはならなかった。ウクライナは住民投票自体がいい加減だったということもあるのかもしれないが、投票の結果に対して不服のある者たちが銃を持って戦うというやり方で民主主義を壊している。その意味でいうと、何より大切なのはみんなの意見を集約すること、そしてその中で議決されたことについてはきちんと従うことである。

また、地方分権ということについては、例えば普天間基地の移設の問題について、国は法律まで作って国会で移設を決めたにもかかわらず、辺野古地区の市長は地方分権の観点からそれについて反対しているし、また沖縄県知事は地域を代表して堂々と発言している。

つまり、予定調和的に物事を考えていくと、かえって日本の民主主義はうまくいかないのではないかなと思う。議論してもどうしても到達し得ない点があるなら、実施するときに合意できたところだけ実現すればいいのであって、根本的な意見の違いを合わせることは必要ない。今回の意見は大事な皆さんの考えで、いつまでも残ると思う。

この全国学力・学習状況調査をやっていいものかどうかということは、今の時点では全国で実施しているが、かつての学力テストが廃止されたように廃止されるかもしれない。しかし、それは皆さんの意見がどういう形で昇華されるかということである。今回は文部科学省が

ら我々教育委員会が問いただされていることなので、教育委員会として答える、その上で知事と文部科学大臣が話し合うのであればいいのではないか。我々は、文部科学大臣にも知事にも「間違っている」と申し上げる立場にはないというのが結論だと思う。

教 育 長： 先ほど興委員から、場面場面で事務局からの出席者が丁寧な説明をするべきであったということを付け加えたらどうかという御指摘があった。例えば教育委員会としての一種の決定をしたところや、実際に実施要領を8月25日に持っていったこと、9月3日の手交など、いろいろな場面でもっと丁寧に説明すべきだったという反省はある。しかし、それは報告書の中では最後のところに「一年の間に十分な協議が行われず、対話不足による」とまとめた形で書いてあるので、場面場面の反省ではなくそこで総括した形で、今回は事務局も含めて「反省に立たねばならない」とさせていただきたい。

委 員 長： ここまで議論したので、皆さんの御意見をこんな形でまとめると、すなわち一つ一つの場面で「反省した」というのはずるい言い方である。そのときはそのときで、時間が限られた中で、皆さんがこれしかないとして議論したので、「謝るくらいだったらそのときになぜやらなかったのか」と言われても仕方がないことである。最善を尽くしたことを、事実として淡々と述べていく。そして、これからの取組については、そのところで反省を踏まえて、「これからはこうしたい」とまとめればいいのではないか。

興 委 員： 9月1日の臨時協議会で知事にデータを渡すときは誰が持っていくのかという議論をして、基本的には事務的に教育長が渡す。教育委員会としてのポジションは早急に別の形で、とお願いしたはずである。それが急遽、加藤委員長も御一緒することになり、そこで知事があのような発言をされたわけである。しかも知事はその後、それを根拠にお話をされている。県民には、知事の独走とのイメージがはっきりと出ているので、どこに問題があるのかを明確に整理しないといけない。しかし、報告書で「別のところに総括している」とするのでは、県民からは教育委員会の取組が見えなくなってしまう。したがって、それを忌避するのではなく、表現に工夫しながらいれていくことが必要ではないかと思う。

委 員 長： 知事のぶらさがり会見の議事録を見たが、そこでは任されたから公表したということより、最初から公表する考えを固めていて、その思いに対して理解を得られたので有り難かったと発言している。それに対して教育長が「残念」と発言した。知事は、「残念」は自分の発言に対して言っているのかとして反発されているが、教育長が「残念」と言っているのは各市町教育委員会を取りまとめた自分の責任として、各市町の方に対して「残念」として発言されたと聞いている。知事を非難するために「残念」と発言したわけではない。ただ、一部の新聞

報道では知事の行動に対する遺憾の意を表したような書き方をしているので、そこは私の受け取り方とは違っている。

興 委 員： 委員長の今の発言に賛成である。今日出された資料に、「知事による公表に至るまでの経緯」があるが、大事なのはその後のいろいろな記者会見を含めて、できるだけ全体の流れが見えるようにしていくことである。溝口委員は知事の実施要領への理解について質問されたが、そのようなことも分かるような報告になるよう整理してほしい。

ただし、この報告の一覧表では、9月3日の知事発言に対して、教育長が公表について市町教育委員会の対応を尊重していただきたいと発言して、リンクされているように感じられる。確かにその場で市町教育委員会の動きは紹介されたが、それと知事の公表とがリンクしているとは思えない。ここに教育長の発言は適切とは言い難く、直接リンクするものについて、本当に説明が通るようにしてほしい。これではこの場を糊塗するデータになっていることを心配する。事実を淡々と記載して、私たちが共有すべきものとしておかないと、ミスリードしかねないので、この資料はもう一度整理して、次回再提出してほしい。

委 員 長： 一通り皆さんの意見が出たので、大変だと思うが意見をまとめていただいて、その上で各委員が目を通して、最終案という形にさせていただきたい。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項1を了承した。

## 報告事項2 「静岡県生涯学習情報発信システム」運用開始について

委 員 長： 報告事項2頁「報告事項2 「静岡県生涯学習情報発信システム」運用開始について」、杉本総合教育センター所長より説明願う。

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

セキュリティが少し不安である。

総合教育センター所長： 心配はあるが、かなり限定されたメンバーでしかやり取りできなくなっている。また、管理者が総合教育センターの生涯学習室になっており、ここで常に管理していく。

委 員 長： 基本的に公開される情報なので、情報漏えい以外のセキュリティの問題はないように思う。ただ、マイページを作ると、そこに個人情報が蓄積される可能性がある。マイページはセキュリティの際に一番外部から侵入されやすく、そこから情報が漏れることがあるので、その点は注意してほしい。

総合教育センター所長： 業者とも改めて協議していく。

溝口委員： 委員長のご発言のように、マイページはリスクが伴うので、気をつけてほしい。

もう1つ、必要だと思うのは、このページにもっと来てもらうための工夫である。例えば、行事などがアップされたこと自体がこのページに来ないと分からないので、今はツイッターなどで発信していけば、来やすくなる。そのような仕掛けも検討してほしい。

総合教育センター所長： 承知した。保守をしながら進めていくことになるので、できる部分があれば、スタートしてからもそのような工夫を加えていきたい。

委員長： 開発費は相見積もりをとったのか。

総合教育センター所長： そうである。

興委員： システムの更新はどのくらいの割合で行うのか。

総合教育センター主査： 今回構築し、今後5年間はこのままの形で進めていく。

興委員： 少々の微修正は可能なのか。

総合教育センター主査： 可能である。

興委員： 浜名湖国際頭脳センターはどうであったか。

総合教育センター所長： こちらの要求には応えていただいた。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

#### **報告事項 平成26年10月の主要行事予定**

委員長： 報告事項3頁「報告事項 平成26年10月の主要行事予定」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 報告事項を了承した。

#### **【会議の非公開】**

委員長： ここで会議を非公開とする。

#### **<非>第30号議案 教職員人事異動**

非公開

#### **【閉会】**

委員長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。